

「鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金」・「鳥取県地域経済変動対策資金」概要

まずはA制度からご利用ください

A 鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金					
対象者 (※1)	全国統一		鳥取県独自		
	売上高5%以上 15%未満減少		売上高15%以上 減少	売上高5%以上 15%未満減少	
	小規模個人 (※2)	法人	個人・法人	小規模以外の個人・ 中部地震の借換を行う方	
認定	SN(セーフティネット)5号		①危機関連 または ②SN4号	SN5号	
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金(「借換整理表」をご参照ください)				
融資金額	6,000万円以内(A制度の利用残高を合算します)				
保証期間	10年以内(据置5年以内)				
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済の場合は保証期間1年以内)				
担保	原則として無担保とします(既設定根抵当権を除く)				
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません (経営者保証免除対応を適用する場合には、法人代表者の連帯保証は必要ありません)				
金利	5年まで 0% 5年超 1.43%	5年まで 0.7% (売上高減少率15%以上の場合 0%) 5年超 1.43%	5年まで 0% 5年超 1.43%	5年まで 0% 5年超 1.43%	
	全期間実質(※3) 0% (売上高減少率15%以上の場合全期間 0%)				
保証料	全期間 0%	全期間実質(※3) 0% (売上高減少率15%以上の場合全期間 0%)	全期間 0%	全期間実質(※3) 0% (売上高減少率15%以上の場合全期間 0%)	
	国コロナ対応5責	国コロナ対応5責特別 (売上高減少率15%以上の場合) 国コロナ対応5責	①国コロナ対応危機 ②国コロナ対応4号	国コロナ対応5責特別 (売上高減少率15%以上の場合) 国コロナ対応5責	
保証書 表示名	国コロナ対応5責		①国コロナ対応危機 ②国コロナ対応4号	国コロナ対応5責特別 (売上高減少率15%以上の場合) 国コロナ対応5責	
責任共有	対象		対象外	対象	

さらに必要な方はB制度をご利用ください

B 鳥取県地域経済変動対策資金		
鳥取県制度		
売上高5%以上 15%未満減少		売上高15%以上減少
個人	法人	個人・法人
SN5号		①危機関連 または ②SN4号
運転資金・設備資金・借換資金(「借換整理表」をご参照ください)		
6,000万円超3億円(※4)以内(A、B制度の利用残高を合算します)		
10年以内(据置5年以内) ◎危機関連は2年以内		
元金均等分割返済		
必要に応じて徴求します		
原則として法人代表者以外の連帯保証人は必要ありません		
5年まで 0% 5年超 1.43%	5年まで 0.7% (売上高減少率15%以上または 中部地震の借換を行う場合 0%) 5年超 1.43%	5年まで 0% 5年超 1.43%
全期間 0%		
県地域経済コロナ I 5		①県地域経済コロナ I 危 ②県地域経済コロナ I 4
対象		対象外

※1 対象者…売上高減少率は、最近3か月または、最近1か月の実績と2か月の見込を前年同期と比較すること等により確認してください。なお、各認定の売上高減少率の要件は、SN5号は5%以上、危機関連は15%以上、SN4号は20%以上です。

※2 小規模個人…常時使用する従業員が20人以下(商業、サービス業は5人以下)の個人事業主のことをいいます。

※3 キャッシュバック方式…融資実行時に保証料総額の1/2をお支払いいただけますが、後日鳥取県に補助金申請をしていただくことによりキャッシュバックが受けられます。

※4 SN(4号、5号)と危機関連の併用により3億円までの利用が可能となります。SN(4号、5号)または危機関連単独で利用される場合には、2億8,000万円までとなります。



鳥取県信用保証協会

令和3年2月現在

A 鳥取県新型コロナウイルス感染症対応資金

既往借入金		認定の種類		
貸付実行日	責任共有	4号	5号	危機関連
令和2年1月28日以前	対象	×	○	×
	対象外	○	○	○
令和2年1月28日から 令和2年4月30日まで	対象	○	○	○
	対象外	○	○	○
令和2年5月1日以降	対象 (A制度)	○ ^(※5) ○ ^(※6)	× ^(※6)	○ ^(※5) ○ ^(※6)
	対象 (A制度以外)	×	○	×
	対象外 (A制度)	× ^(※6)	× ^(※6)	× ^(※6)
	対象外 (A制度以外)	○	○	○

B 鳥取県地域経済変動対策資金

既往借入金	認定の種類		
責任共有	4号	5号	危機関連
対象	×	○	×
対象外	○	○	○

借換整理表

※5 既往のA制度の借入が金利5年間0%の適用を受けている場合は、不可となります。

※6 法人代表者の連帯保証があるA制度の借入を、経営者保証免除対応を適用したA制度で借り換える場合は、可となります。

